

## 規 則

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

### 埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第二条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画や、保護者、地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第三条 教育委員会は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第四条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

一 教育課程の編成に関すること

二 目指す学校像に関すること

三 重点目標に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第五条 協議会は、対象学校の運営全般について、対象学校の校長に対し、又は校長を経由して教育委員会に対し、意見を述べることができる。

2 協議会は、第二条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、校長を経由して教育委員会に対し、意見を述べることがができる。

3 協議会は、前二項の規定により、教育委員会に対し意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第六条 協議会は、学校評価の取組として毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について当該対象学校の自己評価を踏まえ、学校関係者からの評価を行うものとする。

2 協議会が前項の評価を行う際には、協議会の委員（以下「委員」という。）以外の学校関係者等（当該学校の教職員を除く。）を参加させることができる。  
（学校運営等に関する情報提供）

第七条 協議会は、対象学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果並びに協議会で協議された学校と保護者、地域住民等による協働の教育活動の企画等に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（委員の任命）

第八条 委員は十名以内とし、次の各号に該当する者として対象学校の校長が推薦する者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第一号から第四号までに掲げる者については、必ず委員に含めるものとする。

一 対象学校の運営に資する活動を行う者

二 対象学校に在籍する幼児、児童及び生徒の保護者

三 地域住民

四 対象学校の校長

五 学識経験者

六 関係行政機関の職員

七 その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（守秘義務等）

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も

同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- 二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
- 三 その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第十条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、任命された年度が連続する場合には、原則として、三箇年度以内とする。

(報酬)

第十一条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第十二条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長は、協議会の会務を掌理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第十三条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第十四条 会議は、職員の採用その他の任用に関する事項及びその他協議会が必要と認める事項について審議する場合を除き、公開するものとする。

2 会議を傍聴しようとする者（次号において「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第十五条 教育委員会は、協議会の運営状況について把握し、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことよって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第十六条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- 一 本人から辞任の申出があった場合
- 二 第九条に反した場合
- 三 心身の故障のため職務を遂行することができない場合
- 四 その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(補則)

第十七条 協議会を置く学校には、埼玉県立高等学校管理規則第十六条の三（埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）第十七条及び埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）第十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、学校評議員を置かないものとする。

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。